

**公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画
(水道事業)**

**甲 州 市
水 道 課**

平成19年12月

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 甲州市水道事業会計

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	平成17年11月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名*	甲州市	職員数* (H19. 4. 1現在)	9
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	66円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	1,579
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	401
不良債務 (百万円)	0	財政力指数*	0.532
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率* (%)	20.3 (H19)
		経常収支比率* (%)	88.8 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年11月1日 合併前市町村：塩山市、勝沼町、大和村] 平成17年11月に合併し、上水道事業は、旧塩山市と旧勝沼町の一本化が図られました。 また、「甲州市まちづくり計画」は、3市町村の合併による新市建設の基本方針を定め、その実施により総合的な基盤整備による甲州市の均衡ある発展と、住民福祉の向上を図ろうとするものである。なお、甲州市における詳細かつ具体的な施策内容については、現在策定中の「甲州市総合計画」などに委ねることとしている。本計画は、甲州市の概要及び主要指標の見通し、新市建設の基本方針、将来像実現の主要施策、財政計画を中心に構成し、計画期間は、甲州市発足時から平成27年度までの10年間としている。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	甲州市上水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年度から平成23年度までの5ヶ年間
計画策定責任者	甲州市長 田辺 篤
既存計画との関係	甲州市集中改革プラン（平成18年8月策定、平成22年度まで）
公表の方法等	策定した経営健全化計画は、市議会の全員協議会などで説明し承認を得たうえで、市ホームページ等によって公表をおこないます。
基 本 方 針	安心で安全な水の安定供給のため、適正な料金の改定及び未収金徴収強化並びに施設の整備など給水体制の充実を図り、水道事業の健全経営に努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

（旧勝沼町 事業開始年月日：昭和11年6月）

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		68	55	123
	補償金免除額		15	11	26
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		0	28	28

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債			67,575	55,365	122,940
合 計 (A)			67,575	55,365	122,940
※ 一 般 会 計 の う ち (再 掲)					
合 計 (B)			0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)			67,575	55,365	122,940

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 一 般 会 計 の う ち (再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債				27,793	27,793
合 計 (A)			0	27,793	27,793
※ 一 般 会 計 の う ち (再 掲)					
合 計 (B)			0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)			0	27,793	27,793

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容										
財務上の特徴	<p>平成17年11月に合併し、水道事業も旧塩山市と旧勝沼町の一本化が図られたものの、事業内容については様々な相違点があるのが現状であります。旧塩山市については、昭和31年6月創設認可を受け、昭和32年に給水をして以来、50年の歳月が経過しました。年々増加する水需要に対応するため、過去4期の拡張事業を実施し、現在第5期拡張事業を遂行しております。地方公営企業法の目的であります企業の経済性の発揮と、公共福祉の増進を図るよう運営されることを確保するため制定されました法律の骨子に従い、運営してまいりました。財政面については、長年が経過した水道施設の若返りを促進し、市内各所に点在しておりました水圧低下地域の解消を図るとともに、災害の発生を想定する中で、市民の飲料水確保の充実を図るよう施設整備をおこなうことにより、大きな財政負担が生じることとなり、平成10年8月に16.7%、また平成14年4月には、20.4%の料金改定を行なってきました。旧勝沼町については、歴史は古く昭和8年4月に事業認可を受け昭和11年6月より給水を開始しました。以来昭和35年3月には第一次事業拡大認可を受け、また平成6年1月には第二次事業拡大認可を受けて、勝沼町上水道事業の整備拡張事業を実施してまいりました。創設以来70年を経過し老朽化した送配水管の布設替え及び浄水施設の整備等様々な改良工事を行い、町民に安心して安全な飲料水の供給するための事業を展開してまいりました。しかし、財政面については、増大する事業費にもかかわらず、昭和63年以来水道料金の改定は行なわず、水道事業会計のみならず一般会計にも影響が生じておるのが現状です。合併協議の中では、新市として地方公営企業法を遵守した経営方針の確保、また市民の公平性の観点から、早期に水道料金を統一するとの協議が整い、適正な水道料金の確立を目指すものであります。</p>										
経 営 課 題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="379 1218 584 1391">課 題 ①</td> <td data-bbox="584 1218 1428 1391">水道料金の統一 合併後の住民サービスの公平性の確保及び企業会計の健全経営の観点から水道料金の統一を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1391 584 1563">課 題 ②</td> <td data-bbox="584 1391 1428 1563">未収金の徴収強化 企業会計として独立採算の原則に立って 収納率の向上を図るため、未収水道使用料に対する滞納整理に努めます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1563 584 1736">課 題 ③</td> <td data-bbox="584 1563 1428 1736"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1736 584 1908">課 題 ④</td> <td data-bbox="584 1736 1428 1908"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1908 584 2063">課 題 ⑤</td> <td data-bbox="584 1908 1428 2063"></td> </tr> </table>	課 題 ①	水道料金の統一 合併後の住民サービスの公平性の確保及び企業会計の健全経営の観点から水道料金の統一を図る。	課 題 ②	未収金の徴収強化 企業会計として独立採算の原則に立って 収納率の向上を図るため、未収水道使用料に対する滞納整理に努めます。	課 題 ③		課 題 ④		課 題 ⑤	
課 題 ①	水道料金の統一 合併後の住民サービスの公平性の確保及び企業会計の健全経営の観点から水道料金の統一を図る。										
課 題 ②	未収金の徴収強化 企業会計として独立採算の原則に立って 収納率の向上を図るため、未収水道使用料に対する滞納整理に努めます。										
課 題 ③											
課 題 ④											
課 題 ⑤											

留 意 事 項	
---------	--

- 注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
- 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
- 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。
- 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円,%)

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	88	25	61	104	12	95	98	30	30	30
	2. 他 会 計 出 資 金				129						
	3. 他 会 計 補 助 金	5	6	5							
	4. 他 会 計 負 担 金										
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金				155						
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金	8	10	16	11	7	6	7	7	7	7
	9. そ の 他	19	36	52	22	42	53				
	計 (A)	120	77	134	421	61	154	105	37	37	37
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の 財源充当額 (B)											
純 計 (A)-(B) (C)	120	77	134	421	61	154	105	37	37	37	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	124	122	153	463	110	209	130	100	100	100
	うち 職 員 給 与 費										
	2. 企 業 債 償 還 金	33	43	47	47	58	146	132	69	73	77
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
5. そ の 他											
計 (D)	157	165	200	510	168	355	262	169	173	177	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	37	88	66	89	107	201	157	132	136	140	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	33	83	54	57	102	141	130	100	100	100
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額										
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. そ の 他	4	5	12	32	5	31	25	25	25	25
計 (F)	37	88	66	89	107	172	155	125	125	125	
補てん財源不足額 (E)-(F)						29	2	7	11	15	
積 立 金 現 在 高	287	314	337	388	401	461	361	300	250	250	
企 業 債 現 在 高		1428	1555	1568	1625	1579	1528	1494	1455	1412	1365
	うち建設改良費・準建設改良費に係るもの うちその他に係るもの	1428	1555	1568	1625	1579	1528	1494	1455	1412	1365

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分		50	52	43	4						
	うち 基 準 内 繰 入 金										
	うち 基 準 外 繰 入 金	50	52	43	4						
	うち料金収入に計上すべき繰入等 うち赤字補てん的なもの	50	52	43	4						
資 本 的 収 支 分		5	6	5							
	うち 基 準 内 繰 入 金										
	うち 基 準 外 繰 入 金	5	6	5							
	うち赤字補てん的なもの	5	6	5							

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率*	(%)	107.2	106.0	104.0	121.4	121.0	111.0	96.1	97.3	107.3	118.8
総収支比率(法適用)	(%)	108.9	109.2	115.2	101.9	109.3	104.1	88.9	88.8	100.0	110.5
経常収支比率(法適用)	(%)	107.5	105.7	112.1	111.3	119.7	112.4	94.7	95.8	105.6	117.9
営業収支比率(法適用)	(%)	122.0	107.7	105.3	122.4	121.8	112.4	96.8	98.0	108.2	120.1
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金比率	収益的収入分	(%)	12.0	12.5	10.1	1.1					
	うち基準内繰入金	(%)									
	うち基準外繰入金	(%)	12.0	12.5	10.1	1.1					
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)									
	うち赤字補てん的なもの	(%)	12.0	12.5	10.1	1.1					
	資本的収入分	(%)	4.2	7.8	3.7						
	うち基準内繰入金	(%)									
	うち基準外繰入金	(%)	4.2	7.8	3.7						
うち赤字補てん的なもの	(%)	4.2	7.8	3.7							

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	合併後も2年間は、合併前の水道料金を適用してきたが、20年4月より峡東地域広域水道企業団への受水費支払に莫大な経費がかかり、財源的に非常に厳しい状況であり、現在の旧市町村間の格差の是正を含め、基本料金は統一、超過料金については、旧塩山が15.4%増、旧勝沼が50%増で改定を行なう。その後段階的に上げながら最終的に統一を図る。
2 他会計繰入金の見込み	なし
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	なし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	市全体で作成した定員適正化計画及び給与制度適正化計画に従うこととします。
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	職員数については、庁内全体の組織機構の中で、適正な人員配置に努める。
○ 給与のあり方	給与等の適正化についても、一般会計職員と同様の見直しを図る。
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	国家公務員の制度に準拠した見直しを行った。地域手当は支給していない。特殊勤務手当の減額。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	雇用はしていない。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	平成17年11月1日の市町村合併時において、廃止を行った。
◇ 福利厚生事業のあり方	市町村職員共済組合への個人と事業主の負担割合の利率は適正である。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	水道料金などの独自の収入によって経営する独立採算のなかで、徹底した事務事業の見直しや、経常経費の節減を行い物件費の抑制を図ります。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	委託費及び動力費並びに事務事業の徹底した見直しや経常経費の削減を図る。甲州市工事等請負契約に基づき指名競争入札の方法を取り入れておりますが、今後市の形式変更及び特殊工事また大規模工事については、市と協議する中入札の内容等は検討していく。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	業務委託の内容等の見直しをして経費の節減に努める。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>「課題①」合併後の2年間は、合併前の旧市町村の水道料金を適用してきたが、平成20年4月より峡東地域広域水道企業団への受水費に莫大な経費がかかり、財源的に非常に厳しい状況になります。現在の旧市町村間の格差の是正も含め、20年度5月検針より基本料金は旧3市町村統一料金の2,200円にして、超過料金については、旧塩山を130円から150円の15.4%増、旧勝沼及び大和が80円から120円の50%増で改定を行なうが、その後段階的にあげながら最終的に料金統一を図る。</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>	<p>「甲州市の財政状況の作成及び公表に関する条例」に基づき、広報等により財政状況の公表を行なっている。また、予算・決算の概要などは市議会の議決または認定後速やかに市ホームページに掲載することにより、経営情報の開示に努めている。</p> <p>多様化する市民ニーズへの対応策として、事務事業の効率化や重点化を図るとともに、市民に対する説明責任の遂行を目指し、実務事業評価をはじめとする行政評価システムの導入に取り組む。平成19年度をシステム構築の準備期間とし、平成20年度からの実施を目指す。市全体での計画に準拠する。</p>
<p>5 その他</p>	<p>「課題②」収納率向上を図るため、個別訪問及び給水停止執行をおこない、未収水道使用料に対する滞納整理に努める。</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	本市の定員管理の適正化及び給与の適正化計画の中で、適正な人事配置に努めます。給与等についても、一般会計職員と同様の見直しを図ります。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	「課題①」料金改定については、平成20年4月より実施するところですが、旧市町村の格差が大きいために採算ベースに乗るまでの改定については、上げ幅に大きな差が出てしまうため、段階的に行います。20年の決算状況を的確に分析をする中で、21年度に料金改定の審議をして22年度には採算ベースにあった料金改定を行なう。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	なし
4 その他	「課題②」収納率向上を図るため、個別訪問及び給水停止執行を行い、未収水道使用料に対する滞納整理に努める。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
1	料金改定率	20.4							10.0		10.0		
	改善額(料金の適正化)※1	53	53	53	53	53	265	0	25	25	45	45	140
2	未収金の徴収対策												
	改善額	2	2	2	2	3	11	1	2	2	2	2	9
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)												
	改善額			17	23	4	44						
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	14	16	14	10	9		9	9	9	9	9	9
	増減数(人)	0	2	-2	-4	-1	-5	0	0	0	0	0	0
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	1,428	1,555	1,568	1,625	1,579		1,528	1,494	1,455	1,412	1,365	
	増減	0	127	13	57	-46		-51	-34	-39	-43	-47	
							計画前5年間改善額 合計						320
													改善額 合計
													149
													(参考) 補償金免除額
													26

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	22	22	22	23	21	21	21	21	21	21
年間総有収水量 (千m ³)	2,652	2,568	2,462	2,542	2,423	2,430	2,430	2,430	2,430	2,430
公称施設能力 (m ³ /日)	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500
1日最大配水量 (m ³ /日)	13,135	13,500	13,500	14,040	13,615	13,600	13,600	13,600	13,600	13,600
最大稼働率 (%)	93.8	96.4	95.1	96.8	80.0	93.9	93.8	93.8	93.8	93.8
供給単価 (円/m ³)	126	131	130	138	143	145	158	158	179	192
給水原価 (円/m ³)	118	123	125	114	118	155	161	169	167	176

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。